

費用弁済・各種手当一覧(対象事業及び費用の支給限度)

(1) 諸謝金(科目:①諸謝金)

摘要	内容	金額	備考
審判謝金	主審	5,000円以内/	1試合
	副審	3,000円以内/	1試合
	第四審	2,000円以内/	1試合
マッチコミッショナー謝金	MC業務	5,000円以内/	1試合
審判アセッサー謝金	アセッサー業務	5,000円以内/	1試合
講師謝金	指導・講演	5,000円以内/	1コマ

(2) 旅費(科目:②旅費)

● 私有車利用の場合(走行距離)

走行距離	支給額
県内の移動(走行距離に関わらず)	1,000円
県外への移動	領収書添付で実費支給。※領収書の発行が難しい場合は20円/kmとして算出。
高速料金	領収書添付で実費支給。

● 公共交通機関の場合(鉄道、バス、船舶、飛行機)

鉄道・バス・船舶の場合	利用料金支給(WEB 検索料金)
飛行機の場合	領収書添付で実費支給
タクシー	領収書添付で実費支給※公共交通機関での移動が難しい場合のみ利用可能とする。

(3) 賃借料(科目:③賃借料)

摘要	内容	金額	備考

(4) 賃金(科目:⑧賃金)

摘要	内容	金額	備考
1種学生委員長賃金		5,000円以内/	1ヶ月
1種学生副委員長賃金		3,000円以内/	1ヶ月
熊本県学生サッカー連盟事務局長賃金		1,000円以内/	1ヶ月
大会視察日当		5,000円以内/	1日
大会役員日当		5,000円以内/	1日
大会委員長賃金		15,000円以内/	1大会
大会事務局長賃金		10,000円以内/	1大会
大会事務局賃金		1,000円以内/	1時間
会場責任者賃金		5,000円以内/	1日

(5) 会議費(科目:⑨会議費)

摘要	内容	金額	備考
県協会・委員会・学連会議又は県協会に準じる会議)		2,000円以内	1回
九州協会・九州大学サッカー連盟会議又は九州FAに準じる会議)		3,000円以内	1回
JFA会議又はJFAに準じる会議)		5,000円以内	1回

一覧にない費用弁済・手当については、1種学生委員会で協議して決定する。